第1回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

平成21年7月6日(月)13:30~15:15

【淀野】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回京都市奨学金等返還事 務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目から厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。したがいまして、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめご了承いただくようお願いいたします。

なお、本市では夏のエコ・オフィス運動を実施しており、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日ご出席またご来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは,議事に入ります前に,今回は第1回目の委員会となりますので,まず,委員の方々のご紹介をさせていただきます。弁護士で元京都弁護士会副会長の安保千秋様でございます。続きまして,京都市人権擁護委員協議会前会長でいらっしゃいます田多耀子様でございます。続きまして,公認会計士・税理士で日本公認会計士協会京滋会会長の長谷川佐喜男様でございます。委員の皆様にはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして本市の出席者をご紹介いたします。文化市民局長の山岸 吉和でございます。私、人権文化推進担当部長の淀野でございます。よろしくお 願いいたします。また、事務局といたしまして、人権文化推進課の奨学金の担当 課長が出席いたしております。よろしくお願いいたします。

それでは,ここで,委員会の開催に当たりまして,文化市民局長の山岸から一 言ごあいさつを申し上げます。

【山岸】 第1回の京都市奨学金等返還事務監理委員会の開会に当たりまして,一言京都 市側からごあいさつとお礼を申し上げたいと存じます。 本委員会には、委員として安保先生、田多先生、長谷川先生の3名の先生方にご就任をいただきました。皆様には総点検委員会から引き続きということで、大変お忙しい中、この委員の就任をお願いいたしましたところ、ご快諾いただきました。心よりお礼を申し上げます。そして、この委員会では皆様方から同和奨学金の返還事務について、それぞれ専門の立場あるいは広く第三者としての立場からご出席いただきまして、忌憚のないご意見、ご提言を頂戴いたしたいと存じます。また、私どもそのようなことのないように努力いたしますが、苦言も含めていただければというふうに考えております。

京都市といたしましては、この同和行政、これについては常に見直しを行ってきたという思いを持っております。ただ、たびたび、また様々な形での批判の対象になってきたことも事実でございます。京都市として新たな取組を進めていくに当たって、この同和問題の解決なくしては次のステップに入っていけない、市長のほうもそういう判断をいたしまして、昨年度、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を立ち上げまして、先生方にご意見、ご議論を頂戴したところでございます。そしてその際、局長級の理事を設けまして、体制の充実を図りながら取組を進めました。

その中で急いで取り組まなければならないと考えておりましたのが,自立促進援助金,奨学金の取扱いでございます。これらについては,総点検委員会から明快なまとめをいただきました。我々はそれを受けまして,議会にもお諮りし,条例のご議決をいただいたところでございます。そして今年度については,新たに奨学金返還の体制を充実いたしまして,現在取組を進めているところでございます。具体的には本年の2月から,約1,400名の借受者の皆様に対し,市長からのお詫び文と制度の見直しについてご説明させていただいておりまして,現在も鋭意取り組んでいるところでございます。そして,この借受者への対応につきましては,市長も議会で過去にない困難な仕事と答弁いたしております。しかし,私ども,この仕事を預かる文化市民局といたしましては,総点検委員会でおまとめいただいた内容に従い,きっちりとそして丁寧な対応をお約束するところでございます。

そして,この監理委員会は条例で規定して設けたところでございますが,奨学 金の返還事務の取組状況や事務手続上の課題等についてご報告させていただきま して、これに対して委員の方々から審査、ご提言等を行っていただく、そして債権管理業務の透明性、客観性、公平性を確保することを目的としているものでございます。本委員会を適切に運営していくことによりまして、同和奨学金の債権管理業務、この透明性、客観性、公平性を確保いたしますととともに、同和行政全般にわたる不信感を払拭して、真の同和問題の解決につなげていきたいと考えております。このような考え方で私どもは取り組みます。私どもといたしましては、総点検委員会でご議論いただきまして、それを京都市のほうに報告書としておまとめいただきました。その後、議会に条例の提案をいたしました。議会のほうでもご判断をいただきまして、ボール、例えがいいのかどうかわかりませんけれども、総点検委員会に投げさせていただいて、それが市に返ってきた、議会にまた投げた。今度それが京都市に返ってきて、この後、私どもはもう返すところがどこにもございません。そういう意味で、責任を持った取組を進めていくという決意を表明いたしまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【淀野】 それでは,最初に,この委員会の委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長につきましては,規則第4条第2項の規定に基づき,委員の互選により 選出していただくこととなっております。これに基づき,委員の皆様からご推薦 を頂戴したいと存じますが,いかがでしょうか。

ただいま,お二人の委員から安保先生にというご推薦がございましたが,いかがでしょうか。

ありがとうございます。安保先生のほうからもご了解いただきまして,ありがとうございます。それでは,安保委員に委員長の就任をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、規則によりまして、今後、以下の議事についてですが、委員長に会議の議長を務めていただくこととなっております。以下の議事進行については安保委員長のほうにお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

【安保】 それでは,委員長を務めさせていただきます安保と申します。よろしくお願い します。

総点検委員会で昨年度1年間かけているいろ議論したわけですけれども,自立

促進援助金に関しては中間報告という形で先にまとめさせていただきまして,私 はその小委員会というか審査委員会で議論をさせていただきました。本委員会の ほうで中間報告という形でまとめさせていただきました。それで、先ほど局長さ んからのお話にもありましたとおり,中間報告のところでは,京都市に対してこ れまでの対応の問題について真摯に受け止めてほしいということと、謙虚に反省 していただきたいということと,速やかに所要の見直しをして市民的理解が得ら れるように取り組んでいただきたいということを中間報告としてまとめ,それを 受けて京都市のほうで条例をつくられ,今回,条例に基づいてこの委員会で報告 を受けて,所要の事務の流れについてきちっとチェックをさせていただくという ことになりました。借受者の方に関しては、中間報告等を受けられて、今までの 京都市の説明と違うじゃないかとか,そういったいろんなご心配と混乱を感じて おられるかもしれませんけれども、京都市のほうとしては誠実に説明をしていた だきたいということを、そのときに委員会の中間報告にもまとめております。今 回、その京都市の対応について報告を受けて、私たちのほうで総点検委員会でま とめた趣旨に基づいてやっておられるのか、それから条例に基づいてやっておら れるのかについてチェックしてまいりたいと思います。総点検委員会のときには, お二人の委員の先生方も委員でいらっしゃいましたので、十分今までの議論を踏 まえた議論ができるというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速ですけれども、委員長の職務代理の指名をさせていただきたいと思います。この委員会規則の第4条第4項の規定によりますと、委員長があらかじめ委員長の職務を代理していただく委員を指名するということになっております。そうですので、恐縮ですけれども長谷川委員にお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

それでは,議事に入りたいと思います。

まず、議事によりますと報告案件ということになっております。報告案件としては、返還事務の概略について、それから返還事務のスケジュールと取組状況について、それから返還免除の基準について事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 奨学金等の担当課長の川端でございます。

それでは,これまでの経過,取組状況等について事務局からご報告をさせていただきます。失礼をお許しいただきまして,着席させていただいてご説明をさせ

ていただきます。

委員の皆様は、いずれも同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の委員を 務めていただきましたので、十分ご承知いただいていることとは思いますが、こ こで改めて同和奨学金及び自立促進援助金制度の見直しについて、経過及び概略 をご説明させていただきます。

1ページの資料1のほうをご覧いただけますでしょうか。

自立促進援助金制度とは,国が昭和57年度に同和奨学金に対する補助制度を給付制から貸与制に変更したことを受け,実質的な給付制度を維持する必要性から,奨学金等の借受者が高校,大学等の卒業後,貸与を受けた奨学金等を返還する際に,本市から自立促進援助金の支給を受け,奨学金等の返還に充てる制度であり,昭和59年度から運用してきたものでございます。自立促進援助金は,国の奨学金制度における返還免除対象者を除き,一律に支給してまいりましたが,平成15年5月に出されました監査委員の要望等を踏まえ,平成16年3月に支給要綱を改正し,平成16年度以降に貸与する奨学金につきましてはその返還の際に所得判定を行い,基準を超える方につきましては借受者から直接返還を受けることといたしました。しかしながら,数次にわたりまして住民監査請求,住民訴訟が提起され,このうち自立促進援助金の平成13,14年度の支出分につきましては,高裁においてその一部が違法として判断され,最高裁においてその判決が確定をいたしました。

こうした動きの中で、門川市長就任後すぐの平成20年3月26日に、法期限後における本市の同和行政の在り方について総点検を行い、必要な改革及び見直しを行うため、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を設置し、自立促進援助金制度の見直しをはじめといたしましてコミュニティセンターの在り方や改良住宅の在り方など、計6項目にわたって本市が進むべき方向性についてご審議いただいたところでございます。特に自立促進援助金制度の見直しにつきましては、15回の委員会のほかに専門委員会を3回開催していただき、主として法的な観点から専門的にご審議をいただき、同和奨学金の返還請求権の有無等の法的課題等の整理、検討を丁寧に行っていただきました。委員会及び専門委員会におきましては、「京都市が自立促進援助金制度の創設当時、なお教育面での課題があると判断し、実質的に給付制の奨学金を維持しようとしたことは理解でき、

その意義も十分あった」とされています。しかしながら,「同和奨学金の貸与と自立促進援助金の支給という補助を一体的に運用してきたことは,今日的視点から見るとやはり無理,矛盾があったと言わざるを得ず,また,自立促進援助金を一律に支給することが少なくとも一定の時期以降は違法であるとの住民訴訟における判決などを踏まえ,速やかに自立促進援助金制度を廃止し,新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けることにより,同和奨学金の返還と免除というわかりやすい関係に改めるべきである」と結論づけられています。なお,総点検委員会からは,「判決において違法と判断されたのは市長等の裁量であり,借受者についてではない。しかしながら,これらの見直しは借受者やその関係者に少なからず混乱と痛みをもたらすものと予想される。したがって,京都市が借受者に対し十分説明を尽くすとともに,実態に即した誠意ある対応を行うよう強く望むものである」との付言をいただいております。

本市では平成20年8月27日に,こうした見直しの方向性などがまとめられ た中間報告書を総点検委員会からお受けした後,速やかに中間報告書を最大限尊 重した制度の見直しに着手するとともに,市内部での検討を重ね,平成20年1 1月市会に京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例を上 程し,12月16日に原案どおりご議決をいただきました。市会での議論では, 「平成12年度以前から返還を開始した方にも,資力のある方には返還を求める べきである」というご意見もいただきましたが,「奨学金等の返還を求めるに当た っては,万全の体制を整備して,借受者に対し誠意を持って丁寧に対応していく とともに,条例案に示された第三者機関を活用して,公平性や公正性を損なうこ とがないよう運用すべきである」といったご意見をいただいております。そして , 平成20年12月26日には条例を公布,施行するとともに,自立促進援助金支 給要綱を廃止しております。その概要は,自立促進援助金制度は平成19年度か ら廃止をする,平成13年度以降に奨学金の返還の始期を迎えた方に対して返還 を求めていく,奨学金等の返還が困難な方に対する返還免除制度を創設する,奨 学金の返還免除基準は国基準と同等の基準 ,生活保護基準の 1 . 5 倍ですけれども , 同等の基準とするというものであります。以後,施行した条例等に基づきまして, また総点検委員会からの報告や市会でのご意見を踏まえ,今日まで借受者等に対 して誠意を持って丁寧に対応してきておりますが,今後とも引き続き適切に運用

してまいりたいと考えております。この監理委員会につきましても,その一環として条例の中で設置が義務付けられているものであり,奨学金の返還事務及び債権管理が公平,公正に行われているかを,公開の監理委員会の場で第三者の立場で厳しいチェックをいただくものであります。

それでは,奨学金の返還事務の概略について,そして現在の取組状況及び今後のスケジュールにつきまして,引き続いてご報告をさせていただきます。

まず,返還対象者及び対象金額についてご説明させていただきます。2ページ, 資料2のほうをご覧ください。

条例では、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債務については免除することとしており、平成13年度以降に返還の始期を迎えた債務について返還対象としております。また、平成18年度分までは自立促進援助金を支給しているため、既に奨学金等は返還されていることから、平成19年度以降分について返還を求めていくこととなります。その人数は約1,400人、金額にして約22億2,000万円、資料の太枠部分でございますが、その1,400人を貸与年度別で見ますと、平成16年度以降のみの方が約280名、平成15年度以前と平成16年度以降の両方を含む方が約430名、平成15年度以前のみの方が約690名でございます。平成15年度以前の貸与者には、実質給付制として説明してきており、今回の見直しにより、約1,100名の方に対して新たに返還を求めていくこととなります。また、平成16年度以降のみの方約280名につきましても、旧基準で所得判定をしておりましたため、今回の見直しにより返還の基準が厳しくなる方でございます。

次に,借受者個人に着目した返還金額を示した表が3ページの資料3でございます。国公立の高校のみ借り受けていた場合で約40万円,年額にしますと約2万円,高校,大学とも私立の場合で約600万円,年額に換算して約30万円でございまして,このうち平成19年度以降分について返還を求めてまいります。

続きまして,現在までの取組状況それから今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。 4 ページ,5 ページ,資料 4 のほうをご覧ください。

平成20年12月26日の自立促進援助金支給要綱の廃止,奨学金返還条例の施行後,平成21年2月から3月にかけまして,主に借受者の父母を対象に,市長名のお詫び文及び制度改正についての文書を郵送,またはコミュニティセンタ

一の担当職員から直接手渡し、今回の制度の見直しについてお詫びするとともに理解を求めてまいりました。市長名のお詫び文及び制度改正についての説明文は、資料5としてお付けしております。21年4月以降につきましては、当該返還事務は統一的、組織的な対応を図るため、人権文化推進課で集約して行うこととし、4月1日には課長級4名、係長級11名、4月22日には係員11名が配置され、現在、計26名の体制で業務を行っております。実際に借受者等との折衝を担当する職員といたしましては、方面別に3名の担当課長を配置し、その下に係長と係員のペアを3ペアずつ配置しております。

5ページのほうをご覧ください。5月1日から順次,奨学金の実際の申請者,これはほとんどご両親でございますが,に直接お会いし,お詫びと制度改正の説明を行ってきております。6月末日現在,借受者1,400名に対して980名,対象世帯958世帯のうち656世帯の方と面談ができている状況でございます。面談時におきましては,おおむね説明は聞いていただけるケースが多いわけですが,説明そのものを全く聞いてもらえないというケースも決してないわけではございません。また,「返さなくてもよいと言われたのに,今になって返還を求めるのは納得できない。それは詐欺行為である」といった厳しいご意見ですとか,「借りるつもりはなかったのに,市職員や学校の先生から返さなくてもよいものだからと勧められたから借りただけだ」というご意見,それから「返還金額が多額であって,返したくてもとても返せない」,あるいは「市が裁判で負けたのだから市が責任をとるべきであり,借受者に責任を押しつけることは納得できない」等の厳しいご意見,お声もいただいております。引き続き,粘り強くかつ丁寧な説明により,借受者の理解を得ていきたいと考えております。

今後につきましては、一部の借受者の方には既に説明をしているケースもございますが、所得によって返還を求めるのか免除となるのかを判定するため、まず所得を証明する書類を提出いただきたいということ、さらに免除となる具体的な基準について、面談又は郵送により借受者等に説明に入っていく予定をしております。原則として8月の末までに所得を証明する書類を提出いただきまして、免除となるのかどうか判定を行ってまいります。その後、所得を証明する書類を提出されなかった方及び判定の結果免除とならなかった方を対象に、必要に応じて返還猶予の説明、手続を行ったうえ、10月には今年度返還分の納付書を発行し

ていきたいというふうに考えております。なお,履行期限であります平成22年9月末日までは,免除の申請をしていただくことが可能でございます。

続きまして、11ページ、資料6のほうをご覧いただけますでしょうか。

条例施行規則第2条第1項第4号に,借受者等の前年の収入が,生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額の1.5倍以下であれば免除できる旨規定されております。これに従いまして,国の基準をそのまま適用するものでございますが,実際に免除判定を行うに当たっての算定方法をより明確にしたものでございます。具体的には資料に記載のとおりでございますが,生活扶助,住宅扶助,教育扶助につきましては,基本的に住民票により確認することができるものでございます。各種加算につきましても,住民票,各種手帳,医師の診断書,納入通知書等での確認が可能であります。

12ページ以降が、具体的な計算シートそれから計算方法の説明でございますが、1つの例といたしまして、借受者及び妻が20代の方で2歳の子供さんが1人いるという、こういう世帯でございますと、生活扶助基準、年齢基準の20歳から40歳までが2名、0歳から2歳までが1名で合計121万7、280円、世帯人数基準が3名でございますので70万5、870円、児童養育加算の3歳未満が1名でございますので12万円、住宅扶助基準が2人から6人の欄でございますので66万円、これが該当してまいりますので、その合計270万3、150円、これの1.5倍、すなわち405万4、725円以下の所得であれば免除に該当いたします。ちなみにその世帯が給与所得者でございますと、給与所得控除後の所得金額が405万4、725円、これ以下となりますのが給与支払い総額で574万4、000円未満の場合というふうになってまいります。

平成16年度以降の貸与分につきましては、既に所得判定を実施しております。これまでに、国奨学金の免除判定基準でございます生活保護基準の1.5倍以下に該当した借受者は約半数ございます。したがいまして、制度見直し後におきましても、約50%の方は免除に該当するのではないかなというふうに考えているところでございます。今後、借受者等とのできる限りの面談を行いまして、状況を的確に把握して適切な判定を行ってまいりたいというふうに考えております。

事務局からの報告事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【安保】 ありがとうございました。

そうしましたら,ただいまの報告について,委員の皆様から何かご質問はございませんでしょうか。

- 【長谷川】 そしたら私のほうから。今の直接の説明じゃなくて,今回のこの委員会の部 分で,透明性,客観性,公正性ということをおっしゃいましたけれども,透明性 というのは皆さんにわかるようにということで,客観性ということはこういう式 で客観的にやられるということで、公正性ということは取扱いに関して一切平等 にということだと思うんですけれども,逆にちょっとお聞きしたいんですけれど も,その公正性というんですか,客観性はわかるんですけれども,ぎりぎりのと ころの場合,透明性というのはこういう会議でやっていきましょうということ, 客観性というのは所得の1.5倍基準ということ ,それで公正性ということですけ れども,公正ということはいわゆる皆さん平等にということだと思うんですけれ ども、その辺の基準がもうちょっとあれば、免除になるのにこういう客観性を決 めることによって、そこの差というんですか、ぎりぎりの場合なんかについての、 そもそも的なこの議論に入る前の考え方,ちょっとその辺を確認したくて,客観 性というのはわかるんですけど ,そしたらもう少しやればその分免除になるのに , 例えば所得基準,毎年毎年の所得基準でされると思うんですけれども,たまたま 今年は所得が下がる場合も経済の変動によってあろうかと思うんですけれども、 その辺の考え方的なところ,一切これでだめなのかどうか,その辺ちょっと。す みません。
- 【淀野】 今,長谷川先生がお問いかけいただいたことそのものが,この委員会の設置の趣旨といいますか,目的だと思うんです。おっしゃっていただいたように,透明性,客観性,公正な事務の取扱いということを確保するため,担保するためにこの委員会の中でご議論いただく,ご確認いただくという趣旨でございまして,おっしゃられたように例えばぎりぎりで判断に迷うケースとか,あるいは,できる限り客観的な資料に基づいた判定を行うんですけれども,そこにあらわれないような個別のご事情,ご家庭の事情とか,そういったこともあるというふうに思っております。そこら辺が一番難しい部分でありまして,そこら辺をこれまではある意味行政の内部で処理をしていた,事務的に対応していた部分を,こういう委員会の中で「こういうケースでしたらどうでしょうか」というようなことを確認させていただいて,その中で客観的に「それはやむを得んな」ということで,一

つ一つ基準といいますか,それを作っていただいて,それに基づいて適切に処理していくという,そういう流れをお願いしたいなというふうに思っております。ですから本日も,後ほどの議題になりますけれども,やっぱり個別のご事情によって,猶予あるいは期間の延長とかそういうのを何とかできないかなというケース,これについてもやはり「こういう場合でしたらどうでしょうか」と,できる限りそれを客観的に基準として明確にしていきたいなということで,議論に上げさせていただきたいというふうに思っております。

【安保】 田多委員,どうぞ。

- 【田多】 説明に行かれて厳しいお返事があったと書いてありましたけれども、だれがそのお話を聞いても、貸してもらうときには返さなくてもいいと聞いているのに、裁判で負けたというか、そのようになったから返してくれと言われたら、やっぱりちょっとおかしいなと思うのが当たり前だと思うんです。それと、免除する基準が国と同等の1.5倍ということなんですけれども、1.5倍をちょっと超えただけで返還。それとか、いろんな事情も個別にあるかと思うんです、病気がちであるとかローンがあるとか。そういったことも考慮していただけるんでしょうか。そこもちょっとお聞きしたいなと思います。
- 【安保】 かなり個別の細かい基準のお話になっていくかと思うんですけれども,個別の事情についてどのあたりまで考慮するかということについて,今の段階でさらに細かい基準をお作りになっているんでしょうか。それとも,これから申請が始まって,その中で出てきた問題についてできるだけ公正な基準を考えていくというか,規定していく。この委員会に多分意見を聞かれることになるとは思うんですけれども,そういうふうにされていく予定なのか,お伺いできますでしょうか。
- 【淀野】 先ほどの長谷川先生のご質問の中身と変わらないかもしれませんけれども、確かにできる限り客観的な基準といいますか、それを作りたいなというふうには思いますけれども、一方で今安保委員長がおっしゃられたように、もともと個別の事情をどこまで斟酌するか、また、その個別の事情というのが非常に多様にまたがっているかと思うんです。そういう意味で言うと、必ずしも1つの基準で言い尽くせないというか、そういうことにもなるかと思いますので、基本的な考え方といいますか、そういった部分をこの委員会の中でご確認いただいて、あと個別に出てきた案件について、「こういう場合についてはいかがなものでしょうか」と、

いわゆる運用の判断,そこら辺を個別案件として,今後開催される委員会の中で ご確認いただくという流れになるかなというふうに思っております。

【安保】 公平に処理していただかなければいけないので,あまり基準について後で説明できないような形での判断というのはできないというふうに思いますので,ただ,裁判所の例えば自己破産のときとかは,いろいろ,それから個人再生のときの計算シート,そういうのもあって,いっぺんやっていくと一定の基準が出てくるかなというのはありますので,後できちんと説明できるように,その際どんなことが出てくるかわかりませんけれども,基準についてはきちっと確認を,判断に迷うようなことについてはこの委員会の意見をぜひ聞いていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

個別の細かい基準となると、今、この場合どうでしょうかというのも単純には答えられないと思いますし、それと基準ですので、数字で1万円でも上回れば基準を上回るということで、やっぱり免除はできないということになるかと思います。いろいろ基準を当てはめても、計算上1万円でも、ちょっとでも超えると返還していただくということが公正性を保つことだと思いますので、ですので、具体的な基準についてはその都度きちんと意見を聞いていただくということでよろしいでしょうか。それでよろしいですか。

ほかの点でご質問はいかがでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

- 【長谷川】 ちょっと追加的に。5ページのところで,説明されて説明を受けるのを拒否 されたというのは何となくわかるんですけれども,いわゆる不在というか,説明 し切れていない主な方というのはどういう方。
- 【事務局】 もちろん今先生おっしゃいましたように、「ごめんください」と言って「何の用だ」と言って「実はこうこうで」と言った段階で、「もうその話は聞かない」というふうに拒否されるケースが先ほど申し上げたようなことなんですけれども、それ以外に、所在がわからないというような方で説明ができていないところ、それから、そこにおられるというのはわかっているんですが、こちらとしてはあくまで電話で入れるよりまずはお伺いをして、何回でもお伺いをして会えるようにということを目標にしておりますので、もちろん時間をずらしたりして行っているわけですけれども、そうしたことをやっている中でも今の段階でまだ会えていないので説明ができていないと、そういったケースでございます。

【長谷川】 そういう方が3割近くいらっしゃるという解釈ですか。

【事務局】 そうですね。

- 【長谷川】 これに対する今後のスケジュール的な、いつまでにとかというふうな目標数字的なものはどんな感じですか。
- 【事務局】 当初,7月に入りましたら,もう7月ですけれども,返還免除の手続のご説明のほうに入っていきたいというような目標を立ててやっておりましたが,今のところ7割程度しか面談のほうができていないという中で,ある意味並行して,会えていないところにはどんどん会いに行くということと並行して,免除申請の手続のご説明にも入っていきたいというふうに考えておりますので,できるだけ早い時期にすべての方に面談できるようにというようなことで考えております。

【安保】 ほかにご質問は。

- 【田多】 所在不明3年だったら,調査を打ち切って免除になりますね,これで見ましたら。この根拠か何かはあるんでしょうか。4ページです。3年以上所在が不明でしたら免除となっているんですけれども,3年以上行方不明だったら免除になるんでしょう。その根拠。
- 【安保】 そのことについては,おそらく次の意見聴取のところで詳しくご説明いただく ことになると思いますので,後のほうに回してよろしいでしょうか。

【田多】 結構です。

- 【安保】 そしたら、ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。この借受者は、結局その奨学金を受けられたのはご本人ですよね。今回、文書を送られたり説明されたりするのはもともとわかっている住所のところにされているので、ご本人はまだ知らない場合もあるんですね。親御さんに説明をして、この中にも本人には伝えてほしくないというふうに言っておられる方がいらっしゃるんですけど、親御さんにまず通知を出されて、ご本人は知らない場合というのもまだ、説明は終わっているけどそういう場合もあることはあるんでしょうか。
- 【事務局】 はい。こちらも,基本的にはご両親の方に対して説明をしていきたいということで動いております。その中には,委員長おっしゃいましたように,本人には知らせないでくれと、知らないので知らせないでくれということをおっしゃる借受者のご両親の方も,結構数的には多くおられます。それにつきましては,こちらもご本人のほうへの配慮も最大限尊重すべきだと思いますので,基本的にはご

両親の方,もしくはコミュニティセンターの時代から,この件についてはこの方と話すということが明らかになっている場合につきましては,その方とお話をさせていただいております。ご本人が知らないというのは相当数ございます。

【安保】 そうすると、この借受者の方がもう独立して生計を営んでいる場合、その方の 申請というか所得の資料とかは結局借受者の方の資料になるんですよね。

【事務局】 そうですね。

【安保】 そうすると、そのところで借受者の方に不利益にならないように、親御さんが そういう趣旨でおっしゃるのであれば十分そこも伝えていただいて、子供さんに 伝えないばかりに申請ができなくてということにならないように、それはご配慮 をお願いしたいと思います。

ほかにご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次の議題に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは次の、今日の議事によりますと、意見聴取というところで2つの事項が今回議題となっておるんですけれども、そうしましたら、この2つの事項について、これは1つずつ進めていくんですね、では、まず最初のほうの、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期に関する取扱基準の策定についてということで、まず、事務局のほうからご説明をお願いできますか。

【事務局】 それでは,ご説明をさせていただきます。 2 0 ページでございます。資料 7 のほうをご覧いただけますでしょうか。

奨学金等の返還方法につきましては,地域改善対策奨学金貸与規則それから地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定によりまして,原則として学校卒業の6カ月後から20年以内の範囲で,月賦,半年賦又は年賦の均等払いで返還していただくということになっております。これまで京都市におきましては,自立促進援助金制度を運用し,平成15年度以前は奨学金の返還は必要ないと説明をして奨学金の貸与を行ってまいりました。また平成16年度以降は,所得基準を設けて奨学金の貸与を行ってきておりました。そのため,多くの借受者の方にとりましては,奨学金の返還を求められるということが不測の事態でございまして,制度の見直しの説明をさせていただく際にも,借受者の方からは「返さなければならないということは理解はしたけれども,奨学金の返還金額が多額であって,とても今の収入では返すことができない」でありますとか,例えば「あと数年したら

退職金が出るので,退職金で整理するのでそれまで待ってほしい」というような 声もお聞きをしております。そこで,学校の卒業後20年以内での返還,これが 困難と認められる場合につきましては,地方自治法施行令第171条の6の規定 を適用いたしまして,履行期限の延長をしようとするものでございます。

次のページ,21ページに参照条文をつけておりますが,地方自治法施行令第171条の6におきまして,「普通地方公共団体の長は,債権について,次の各号の一に該当する場合においては,その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において,当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない」というふうに定めております。この第2号を適用することを考えております。

この履行期限の延期の対象となる方ですけれども、原則といたしまして、奨学金制度の変更がなければ奨学金の返還を求められることがなかった方、具体的に申し上げますと、旧自立促進援助金支給基準に比べて新しい条例に基づく返還免除基準が厳しい基準となりましたことから、所得が旧の基準を下回るものの返還免除の対象とはならなかった方、この方を履行期限の延期の対象としたいというふうに考えております。また、所得が旧の基準を上回った場合でありましても、学費や住宅ローンの支払いですとか個別の具体的な事情によりまして奨学金の返還が困難であると認められる方につきましては、個別に、これは事前に監理委員会のご意見をお聞きしたうえで、履行期限延期の対象としたいと考えております。

次に、履行期限を延長するその期間でございますけれども、原則といたしまして、返還を行うべき残期間と同期間を限度としたいと考えております。つまり、20年間で返還するうちの例えば5年間分の返済が済んでいる方につきましては、残りの期間は15年間でございますので、それを倍、30年間で返還していただくという計画であれば、そこまでは認めることとしたいと考えております。そういたしますと、結果として1年当たり、1カ月当たりの返還金額を、当初予定の半額まで引き下げるということになります。また、個別の事情に応じまして、例えば数年後に退職金でまとめて返還するといった計画も認めてまいりたいというふうに考えております。

ただし,所得などの状況の変化によりましては,履行期限の延長を必要とする 事情がなくなるといったケースもございます。一度延長しても数年後には収入が 増えて必要がないと、そういったケースも想定されますので、延長した後5年後に再度資力審査を行いまして、引き続き履行期限の延長、これを継続するかどうかを判定したいというふうに考えております。また、債務不履行の場合、履行期限を延長いたしましてもそのとおりに返還がされないといった場合につきましては、一括返還を求めることができるというようなことを条件としたいと考えております。

この監理委員会のほうへの意見聴取の手続につきましては、対象者 の方については返還猶予、ここで今日基準についてご了解をいただければ、返還猶予を行った後、次の監理委員会の会議で報告をしていきたいと。対象者 の方につきましては、随時監理委員会の事前審査をいただいたうえで返還猶予を行って、その後に開催される監理委員会の会議で報告することとしたいというふうに考えております。

事務局からの説明としては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【安保】 先ほど報告していただいたことについて,もう一度確認を。ちょっと確認の仕方が不明確だったと思いますので,報告していただいた形で返還免除基準それからスケジュール等について進めていただくということで,特に異論はなかったということでよろしいですね。先ほどの報告事項,よろしいですね。

そうしましたら,今ご説明いただきました履行延期に関する取扱基準の策定に ついて,ご質問それからご意見はございますでしょうか。長谷川委員。

- 【長谷川】 6箇月から20年以内ということで、この期間の定め方の根拠的な部分なんですけど、20年という。そしたら、学校を卒業されたら40前後ぐらいなるんですかね。この20年という期間の妥当性みたいなものを、ちょっと僕、疑問に思うんです。疑問というか、なぜこの20年にされた、その辺の根拠的なものをまずお聞きしたい。それはどこにもなかったですね、法律的なものは。あったんですか。
- 【事務局】 もともと国のほうの考えから来ているわけですけれども,京都市のほうの奨学金を貸し付けるときの貸与規則というのがございまして,そこの中で卒業後6箇月後から20年間でというのは決まっております。
- 【長谷川】 決まっているんですか。それについてはわかりました。

そしたらもう1点なんですけれども,20ページの4番の履行期限の延期の条件です。5年後ということですけれども,5年というのは非常にまた長いような気がして,例えば3年とかというのは考えられないんでしょうか。

- 【事務局】 一応5年といたしましたのは,免除をした場合は5年間という期間を免除するという,これは規則で決まっておりますので,その関係で一応5年ということでご提案させていただいておるんですけれども,それが3年のほうがいいんではないかというご意見がございましたら,今日いただければ検討していきたいというふうに思います。
- 【長谷川】 5年というそういう期間があって ,5年という定め方をされているんですか。 その分についてはわかりました。
- 【安保】 長谷川委員としては,5年は長過ぎるというふうなご意見ですか。
- 【長谷川】 そうですね。先走った議論かもしれませんけれども,5年というのは何か非常に長いような気がするんですけれどもね。3年ぐらいかなというのが,すみません,これは非常に感覚的な部分で申し訳ないですけれども,そういうような感じを受けます。個人的な意見として。
- 【安保】 それはちょっと後でもう一度議論するとして,まず,ご質問とかほかに。 田多委員はいかがでしょうか。
- 【田多】 4番の履行期限の延期の条件等の2番ですけれども,債務不履行の場合,期限の利益を喪失させることを条件とすると書いてありますけれども,一括返還を求めるということですね。何かちょっと厳しいですね。厳しいなと思いました。もう少し緩やかにしてもいいんじゃないかなと思うんです。一括返還ということは厳しいなと。二,三回に分けるとかできないものかなと思いました。
- 【安保】 ご意見については後で議論させていただくということで,まず,ご質問とかがあれば先に挙げていただいて。

ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。この猶予に関しては,これで猶予されるときに,そういう処分としてされるんですか,それとも契約でされるのか,猶予はどういう形でされるんですか。これ,免除するときは免除するという処分でされるんですよね。この猶予はどういう形で,契約というか,どういう形での猶予になるのか。双方で取り決めをして,そういう猶予契約みたいな形で。

【事務局】 申請に対して承認を与えるというような形になろうかと思うんですけれども,

したがって、それは行政処分になるというふうに考えます。

【安保】 そしたら、申請に対してこういう条件で承認するという形になるわけですね。 わかりました。

そしたら,ほかにご質問がなければ,猶予した場合に延長の更新を何年ごとに するのが適当かということで,長谷川委員としたら5年は長いと。

- 【長谷川】 5年というのは,何かものすごく長いような,どうしてもこういう経済変動, 経済状況を考えるに当たり,ものすごく時の流れが速いような感じで,5年とい うのはものすごく長いような部分で3年ぐらいはどうかなという部分で申し上げ ているだけで,ほんまに直感的な部分で申し訳ないです。資力審査ということで すけれども,非常に状況が早い流れの中でというふうなことを感じるんですけど ね。
- 【淀野】 もともとこの5年というのは、先ほど申し上げましたようにいわゆる免除する場合、そのときに前年の所得で判定するんですけれども、その所得が基準を下回っているとかの場合は今後5年間免除しますよということで、そういう意味で言うと、比較的借受者に対して有利な条件設定になっているかと思うんです。ただ、その場合でも、仮に申請時に免除にならなくても、5年間そのまま申請できないかといったらそうではなくて、例えば経済事情の変化によって、また申請し直すことはできるんです。そういう意味で、できる限り借受者にとって有利な枠設定という形で5年間という期間をとっていますけれども、その事情の変化に応じてきめ細かに対応できるようにという趣旨かというふうに思うんです。ですから、この考え方も、5年のほうができる限り有利になるのかなというふうには思っておるんですけれども。
- 【長谷川】 そういう意味では、借受者有利のほうの観点から、長いというふうに解釈したらいいんですね。
- 【淀野】 そうですね,基本的な考え方としては。
- 【安保】 この返還猶予の期間は残期間と同期間を限度とすると。原則としてということは、期間もそれぞれまちまちになるわけですね。ですので、最大その残期間を猶予して最大半分になるというだけで、その方の事情によってその期間も、例えば先ほどの15年残っていても30年にせずに、あと5年プラスして20年になる場合もあるということなんですね。

【事務局】 そうです。

- 【安保】 そうすると、その申請のときの、例えばローンが、わかりますよね、あと何年 残っているかとか、それからローンがだんだん額が減ってくるのか定額なのかと かそういうことも踏まえて、実質的にどういう返還法だったら一番やりやすいか ということも判断されてするということですね。
- 【 淀野 】 そうですね。ですから,例えば場合によったら繰上償還みたいな形で,期間の 設定が 2 0 年 , 3 0 年としていたけれども,もう少し前倒しで返還したいとかい う場合もあり得るかと思いますし。
- 【安保】 そういうことを踏まえると、猶予するときに、いろんな諸事情を判断してどの ぐらいの期間にするかということを決められるわけですから、そうするとかなり 先の展望も含めて考えられているとすれば、5年でも合理的なのかなと。一律全 部の残期間を2倍するとかそういうわけではないということですので、何回も再 度再度、3年といったらすぐ期間が来てしまいますので、そうすると5年も合理 的ではないかなとは思うんですけど。

田多委員,いかがでしょうか。

- 【田多】 結構だと思います。
- 【安保】 田多委員は別に5年で。
- 【田多】 5年が借受者に有利であるということをおっしゃいましたね。それを3年に見直ししてくださいということも可能ですね,本人が申請したら。そういったことをおっしゃいませんでしたか。
- 【安保】 途中で事情が変更になったので,例えば先に償還したいとか,そういうこともそのときにできる。そういう説明を踏まえると5年でもいいかということですね。その場合に,1回猶予を受けて,例えばあと15年延長できるんだけど5年延長だけにしてもらったけれども,ますます事情が悪くなったので,その期間にもう1回もうちょっと期間を延ばしてくれないかという猶予の申立てというのもできるんですか。今の猶予の条件を,この期間いっぱいまだ残っているのでさらに変更してほしいということはできるんですか。

【事務局】 はい。可能でございます。

【安保】 そうしたら,5年のところは,今のところ5年でいいのではないかというご意見でよろしいでしょうか。

【長谷川】 はい。それであれば結構だと思います。

もう1つ質問というかあれなんですけれども,2の対象者のところの2番の個別の具体的な事情ということで,学費や住宅ローンの支払いなどを含めてということでここで例示をされているんですけれども,この例示というのは非常に幅が広いというふうに解釈したらいいんですか。いろんな,こういう経済状況の中ですので,普通に正常に仕事をしていても,会社の都合でリストラされたりということも非常にままある状況の中で,そういうことも考えての話なんですけれども,この「などを含めて」というこの「など」というのは,非常に幅が広いというふうに解釈するか,それともわりと限定的にというのか,どちらなんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたい。

【事務局】 幅広いというふうに考えていただいて結構です。奨学金の返還が,今のその ご家庭の中で困難であるかどうであるかということに着目したいと思っておりま すので,今の例えばリストラに遭った状況でございますとか,そのほかの例えば 別の支払いが増えているとか,そういったことについても個別に状況をお聞きし た上で,委員会のほうに諮らせていただきたいなというふうに考えています。

【長谷川】 わかりました。

- 【安保】 よろしいでしょうか。そうしましたら、先ほど田多委員からの意見で、債務不履行の場合、期限の利益を喪失して一括返還というのは厳しいんじゃないかというご意見なんですが、大体猶予を決めた場合、それが債務不履行というのも、普通は2回を限度としてとかそういうふうに決めて、だから1回だけでは債務不履行にせずに2回ぐらい猶予を置いて、ただ2回猶予を置いたときに、もうその条件で支払うというのは難しいわけですから、一応一度一括返還をという形で請求して、その後また事情の変化とかを言ってこられた場合は多分また猶予の申請を、ちょっと期限ができるのかどうかわかりませんけれども、まだできるようであればしていただくというのが通常は合理的ではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。
- 【田多】 払えないから不履行になるんだと思うんですけれども,そういった場合に一括 返還を求めるということは,合理性に欠けているんじゃないかなと思うんです。
- 【安保】 おっしゃっている意味はわかるんです。払えないから不履行になっているのに, それを一括返還を求めるのは無理ではないかということなんですが,通常こうい

う条項を入れる場合は、それできちっと、ちゃんと猶予を認めているのでその期間ちゃんとお払いいただきたいということで、何らかの「そうしていただくとこの猶予を認めます」ということなので、そういう場合は通常こういう条項を入れるんですけれども、ちょっとその条項がきつ過ぎるというご意見なんですね。

この債務不履行の場合,ちょっとお伺いしますけど,何回分とか,普通に1回でも債務不履行になってしまうので,どうお考えなんでしょうか。

【事務局】 確かに1回だけ不履行になって即かと言われれば,それは確かにちょっと厳しいかもわからないというふうに考えます。この一括返還というのも,ご承知のとおり,お貸ししている額を全部返してくれという意味でもございませんし,不履行になった部分,30年に延ばしたのを,その利益を喪失させるという意味でございますので,例えば100万借りたら100万全部返してくださいということを申しているわけではないということでございます。

【安保】 長谷川委員,どうぞ。

【長谷川】 通常の経済活動におきまして会社が不渡りを出したとき、銀行の取引停止処分を食らうのは2回出したときですよね。1回出して即、銀行の取引停止じゃなくて、2回出したときに銀行の取引停止処分になるように、即何かというのはちょっときついような気が私もしますので、2回ぐらいにしたらどうかなというふうに個人的には思いますけれども。2回続けて例えば支払いがなかったときにアクションを起こす。この書き方、この規定の仕方でしたら、1回払わなければ一括返済とか、その幅はあるかと思うんですけれども、やはり2回にされたらどうかなと。今、通常の経済取引で、これは何か法律で決まっているんですか。

【安保】 決まってはいないです。

- 【長谷川】 決まっていないんですか。これはそういうふうに通例になっているんですか。 銀行の取引の停止処分というのは不渡りが2回になったとき。
- 【安保】 それは銀行で決まっているんです。ほかの分割で支払いいただくときに2回というのは、1回ぐらいだと忘れたり、ちょっとその月が特に物入りがあったとかいう場合もあり得るだろうから、2回ぐらいは猶予というのが通常のよく決めるルールです。
- 【事務局】 そうしましたら,今のご意見を踏まえまして,2回ないしは2回以上か,そのあたりはちょっとこちらのほうで,1回ではやらないということで検討させて

いただきます。

【安保】 田多委員、いかがでしょうか。ずっと払えない方に毎回毎回1回分ずつを請求するよりは、払えないということになっているのであれば、一括で今後の早い手当てで、2回ぐらい滞ったら「お支払いのほうがないんですけれども、このままでは一括で払っていただかなければいけないですけれども、どういうご事情があるんですか」というふうなことを早い目に聞いていただくことが、今後のお返しいただくことについても、それからその方のご事情を聞くについても早い手当てにはなると思うので、通常のルールに従ったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【田多】 はい。

- 【安保】 そしたら,ほかのご質問はございませんでしょうか。 長谷川委員,どうぞ。
- 【長谷川】 3番の1番の履行期限を延長する期間の部分なんですけれども、半額ということで倍ということなんですけど、これも先ほどの私の最初の質問に関係するんですけれども、あと残期間が残っている期間によって、例えば20年のうちの18年残っている方で36年ですね。15年経過している方はあと10年ですね。だから、その辺で段階を分けるというふうな考え方は全くなかったんですか。それとも、やっぱり一律のほうがよろしいということが公正性になるんですか。ちょっと私、分析していないんですけれども、そのときの、例えばテナントに入ったときの保証金の返還の部分でも、何年以上であればという区切りを示すのが通例ですね、保証金の返還は。だから、一律に決めるのがいいんでしょうか。どっちがいいか、私わからないなりに申し上げているんですけど。
- 【淀野】 趣旨は、ご返還いただくときの負担をできる限り少なく、返せる範囲で返していただけるようにという意味で、例えば年20万円だったとしたら、そのうちの半分の10万円ぐらいの返還になるような期間設定という、逆に言うたらそっちのほうの趣旨から設定したというふうに考えているんですけれども。期間が延びるというよりも、実際に返す金額が減るという、半分になるという感じで。
- 【長谷川】 こういうふうに一律にするほうがよろしいんでしょうかね。それでよろしかったら。私,どっちがいいとか云々よりも,倍にされたのがいいのかなという部分で今疑問を投げかけているだけで,だめというわけじゃなく,ご一考いただけ

るかどうかという。

【安保】 これは最大限それで可能だという範囲なので、その中で……。

【長谷川】 加入者有利の。

【安保】 その方の返還困難な事情を考えたうえで、その範囲内で返還が可能な年数を決めていくということになりますね。ですので、必ず全部今までの残期間の倍になるわけではない。

【長谷川】 最大,倍ということですね。

【安保】 ですので、この返還猶予に関しては、委員会のときも「そういう方もいらっしゃるだろうから、過酷にならないように緩和条項を入れてほしい」ということで入れていただいたものだと思いますので、返還の困難な事情に合わせて最大この期間内で、それでなおかつきちんと返還できる条件を定めていただくというのが必要なことかなと思うので、ですのでこの条項に関しては、対象となるかどうかについてはきちんとルール付けとか一定の基準とか、どなたが困難かどうかについては後でちゃんと説明できるように一定の基準が必要かと思うんですけれども、その基準の中でどういうふうな返還の期間を定めるかとかということについては、そのご事情に応じた形で、きちっと返還していただける範囲内での期間を設けていただくというのは、若干やっぱり柔軟に対応していただかないと、委員会のときの「過酷なところを柔軟に」と言っている趣旨に合わないと思いますので、そういうようにしていただいたほうがいいかと思うんですけれども。

【長谷川】 そしたら結構です。

- 【安保】 こちらが今,若干まとめたようなことを言いましたけど,その今の線で,委員 のほうとしてはそういう線でやっていただきたいと思うんですけれども,いかが でしょうか。
- 【淀野】 ありがとうございます。対象者につきましては、きちっとルール付けといいますか、客観的にご説明できるように整理していきたいというふうに思っておりますし、また、事務局からも説明しましたように今後の手続として、対象者 についてはこの委員会で報告いたしますし、対象者 についても、事前審査及び措置後に開催される会議のほうにも報告させていただくという形で、きちっとご説明できるような形に持っていきたいというふうに思っております。
- 【安保】 履行の猶予をするときに,何回も条件を変えるというのはかえって返しにくく

なるので、先を見通した形できちんとその方に合った条件を決めていただいて、 きちっと返していただくというふうに、猶予のときにはご考慮いただきたいと思 います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議事に進んでよろしいでしょうか。

そうしましたら,次は所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の策定に ついてです。事務局のほうからご説明をお願いします。

【事務局】 それでは,事務局からご説明をさせていただきます。22ページ,資料8の ほうをご覧いただけますでしょうか。

京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱,これの第5条第1項におきまして,所在不明による返還免除の要件,これを定めております。借受者の所在が3年以上継続して不明であること,借受者が所在不明となる前の住所,居所または転居先と思われる地域を管轄する市町村等への照会等,必要な調査を行ってもその所在が不分明であることと定めております。1点目はこの必要な調査の範囲を定めるものでございます。3年の起点は,この必要な調査を行ってもその所在が不分明であることが明らかとなった時点から3年というふうに考えております。また,同じ要綱の第5条第2項に,所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲を借受者の親族または保証人としております。2点目は,この所在不明による返還免除の申請ができる親族の範囲を定めるものでございます。

まず、1点目の必要な調査の範囲でございますけれども、住民基本台帳、住民票の照会それから現地確認については、これは必ずしてまいりたいというふうに考えております。住民基本台帳につきましては、住民基本台帳法により交付請求をすることができることとされております。このほか、奨学金の返還事務に関しましては、例えば税金関係の事務の場合のように法令上で調査権限が規定されているわけではございませんので、調査が可能な範囲は限られたものにならざるを得ないというふうに考えております。したがいまして、隣近所ですとか親族の方からの聞き取り程度しかできないものと考えております。隣近所からの聞き取りにつきましては、奨学金の返還事務のために調べているというようなことは隣近所の方に当然言うことができませんので、借受者のプライバシーに配慮をして、可能な範囲で慎重に行う必要がございます。また、親族からの聞き取りにつきましても、当該親族が奨学金貸与の事情を知っていると判明している場合に限って

聞き取りを行う必要があると考えております。そういうふうに考えてまいりますと,住民票の照会それから現地確認のみにより判定せざるを得ないというケースも多く出てくるのかなというふうに思われます。

次に、所在不明による返還免除の申請ができる親族の範囲でございますけれども、奨学金貸与の事実を知っている親族で、免除の申請を行っていただける方であれば、申請を受けることができると考えております。なお、所在不明による返還免除に親族又は保証人による申請手続が必要と定めておりますのは、職権で免除できることとした場合には、職権の濫用の可能性が生じるおそれがあるということでございます。もし何らかの理由によって親族又は保証人からの免除申請が得られない場合、あるいは親族等も所在不明である場合につきましては、免除ができないというふうになります。

23ページ,次のページに参照条文をお付けしておりますけれども,こういった場合は地方自治法施行令第171条の5第2号に該当するものであれば,徴収停止の措置を採ることができます。この場合,債権が消滅するには時効の完成,このケースは10年でございますけれども,時効の完成まで待つ必要がありますが,この徴収停止という措置を採っていきたいと,採れないものかというふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げ ます。

- 【安保】 それでは、先ほど田多委員のほうから、3年というのは何か根拠があるのかということなんですが。
- 【事務局】 もちろん要綱のほうで決めておるんですけれども,国のほうの奨学金の補助 事業の実施要綱の中で3年という期間が定められておりまして,それを京都市の ほうも適用させていただいたということでございます。
- 【安保】 よろしいでしょうか。この徴収停止の措置をとる場合,時効の完成といっても 毎年毎年時効がやってきますよね。どの段階で,例えばあと15年残っている方 は,最後の15年後ですね,一番最後の支払い時期というのは。そうすると,そ れから10年になるので25年先になるんですけど,最初の段階,この免除基準 を満たせば,最終の支払い時期が来ていなくてもこの徴収停止を全部とられると いうことになるんでしょうか。

- 【事務局】 徴収停止の場合につきましては、毎年その年の返還分それぞれについてという形になってまいります。
- 【安保】 そうすると、今必要な調査をされたとしたら、これから3年間所在不明であった場合は、その間の3年分について徴収停止をさかのぼってされるということですね。今のところ、起点は必要な調査のときから3年ですね。ですので、これから3年間はまだ徴収停止はされずに、3年たったときに過去3年分さかのぼって徴収停止をされるということなんでしょうか。それから毎年徴収停止をしていくことになるとすれば、その都度やっぱり住民票は毎年取られるんでしょうか。大体貸金業者等も、定期的に住民票をとって、異動していないかどうか確認しているようなんですけれども、そういうふうに毎年毎年、一応所在が3年以上継続して不明であっても、その後徴収停止を毎年していくときに、またそのときに住民票をとられて、住民票の異動がないかどうか確認されるのかどうかというのをお伺いしたいんですが。
- 【事務局】 今おっしゃるとおり,調べた時点ではわからなかったとしても,以後わかるというケースもございますので,基本的には住民票の調査については,毎年がいいのか半年がいいのか,ちょっとそのあたりは検討が必要ですけれども,定期的にはしてまいりたいと考えています。
- 【長谷川】 すみません、必要な調査の範囲の部分で、住民票の照会と現地確認は必須とするということで100%言われていますけれども、これだけでわかるんでしょうか。現地確認という部分なんですけれども、ちょっとうまいこと言えないんですけれども、住民票を調べるというのはわかるんですけれども、現地確認というのは、そこに行かれていらっしゃるかどうかということの確認だと思うんですけれども、例えば長屋みたいなのをイメージした場合、2軒目に住んではるはずやけれども、仮にちょっと転居とかされているようなことも含むんですか。やっぱりそこと特定できればそこだけなんですか。ちょっとうまいこと質問できないんですけど、わかりますかね、言わんとしている意味。
- 【事務局】 当然現地にこちらのほうが行きまして,今おっしゃっているのでしたら,何々 アパートの何号室とかいうことがわかったとしましたら,一定その周囲につきま しては,当然慎重な行動は必要ですけれども,一定の範囲は表札を見たりとか, そういったことはする必要があろうかと考えております。その中でご近所,例え

ば隣の人がたまたま出てこられたら、「ここにはこういう方おられますか」という程度のことの聞き取りとか、そういったことまでは必要かと考えております。ただ、突っ込んでということになりますと、先ほど申し上げましたように非常にプライバシーの関係もございますので。

- 【安保】 この現地確認とかの方法については、京都市も市債権をお持ちだと思うので、 その辺のノウハウというのはお持ちなんですね。
- 【事務局】 例えば税金等の現地を調べる手法等は当然ございますけれども,その辺はお聞きをしてもそのままは使えないということ,ちょっと性格が違いますものですから,そのまま使うことができないケースもあろうかと思いますが,そのあたりは参考にさせていただきます。
- 【安保】 この現地調査は、私たちは訴状が着かないときに現地調査に行って裁判所に上申書を上げますので、そうするとやっぱり「裁判を起こしたいので」とかいうふうなことは聞けませんけれども、隣近所の方とかそれから大家さんとかに、「こういう方、前に住んでおられて訪ねてきたんですけれども、いらっしゃいますか」とかそういうのは、隣近所とかそれから大家さんとかそういう方にお伺いしてということなので、大体そういう方法をとられるのではないか、今説明を聞くと、そういう形での手法をとられると思いますけど。

先ほども何か数字の説明があったけど,大体何%ぐらいというふうに今考えられていますか。

- 【事務局】 先ほどで 1,404名のうちの55人ですけれども,このうち,この55名の中には住民票を調査して住所がわかって今発送しているというものも含まれていますので,この数字よりは最終的には絞られた数字にはなってくると思います。
- 【長谷川】 その所在不明,この5ページの表を見て,借受者がなかなかわからんというのは何となくわかるんですけど,対象世帯がいらっしゃらないということは,もうそこに家がないとかということなんですか。
- 【事務局】 そうですね。住民票で調べた住所,番地に行っても,そこにはもう家が何も 建っていなかったとか,全く明らかに違う世帯がお住みであって,この方とは関 係ないというふうな世帯がお住みであったり,それ以上今の段階でつかめていな いというようなケースが含まれます。
- 【長谷川】 そっちのほうがパーセンテージ的には多いんですね。この対象世帯が不明な

場合のほうが。

- 【事務局】 そうです。
- 【長谷川】 先ほどおっしゃった住民票は送っているけどというのは,これは借受者に対して。
- 【事務局】 基本的には借受者がご存じでないケースのほうが多うございますので,ご両親に。
- 【長谷川】 ご両親ですか。今の質問はわかりました。
- 【安保】 田多委員,ほかにご質問はございません。
- 【田多】 2 2 ページの 2 番の必要な調査の範囲の中で 3 番目なんですが、「親族への聞き取りは、当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り可能な範囲で行う」とありますけれども、奨学金を借りている事情を知らなくても聞き取りはしてもいいんじゃないかなと思ったんですけれども、ちょっと厳しいでしょうか。
- 【事務局】 こちらが考えましたのは、親族といっても非常に広い範囲がございますけれ ども、ご本人もしくはこのご家庭が奨学金を借りられているということを、たと え親族であったとしてもプライバシーに配慮するべきではないかというふうに考 えましたので、明らかにそれがわかっている場合であれば問題ないんですけれども、その辺は配慮が必要かと、我々としては考えたということでございます。
- 【淀野】 先ほどの借受者の反応の中でも、一番最後に出ていますように、親御さんの場合ですけど、子供にも言うてないと。「絶対に連絡しないでほしい。人権問題に発展した場合、京都市が責任とってくれるのか」という、こういった生の声もお聞きしておりますので、そういう意味で、今川端が申し上げましたように、親族といえども、やはりそこら辺の人権上の問題については十分配慮する必要があると、プライバシーに配慮する必要があるというふうに考えております。
- 【長谷川】 それに関連してちょっと質問しようかなと思ったんですけど、この「事情を知る」というのは、そういうことをわかっているという場合ですね。明らかに知らさんといてくれとか、本人に言わんといてくれとかいうのをわかっている場合ということなんですね。「事情を知る」という。
- 【事務局】 逆にその親族の中で借りてはるというのがオープンになっている場合,ですので可能性としては,この「親族から聞き取りができる」という可能性は極めて低いというふうに考えますが,仮に「私はこの方のこういう関係やけれども,実

は知っているから」ということがこちらのほうに情報として入れば,その方には どこにおられるかと聞いても大丈夫であろうと。それ以外の場合は,親族であっ ても聞けないだろうというふうに考えているわけなんです。

【安保】 個人のプライバシーという場合,親族であってもやっぱりプライバシーはプライバシーなので,やっぱり若干聞きにくい。聞くと,いろいろプライバシーの問題を言われればなかなか,債務,借金があるというのは個人の経済的な信用問題なので,京都市のほうがそれを明かして親族の方に聞きに行くというのは難しいかなと思うんです。例えばおい,めいでも5親等なので,6親等といったらかなり広いので,そうするとかなり難しいのではないかなと思います。

今のこれは,田多委員,どうでしょうか。親族等も,京都市のほうからすれば,借りておられる事情を知っているとか,そういうことが過去の会話の中でわかっている場合は聞いていただけるということなので,そういう取り扱いでいかがでしょうか。

- 【田多】 書類を送られた場合,本人が所在不明でも郵便物は届いているわけですね,市 からの。
- 【事務局】 あて先としては基本的にはご両親の方のお名前で郵送しますので,ご本人が ご不明でもそのご両親がおられれば,読んでいただける形にはなると思います。
- 【安保】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

今,こちらのほうとやりとりで確認したことは,後でその項目でもきちんと書きとめていただければと思います。こちらのほうも忘れてしまっていたりして,この質疑はどういうことを確認したかというのが,後でまた細かいことで意見を聞かれたときに,ここでの確認事項をもう1回確認したいと思いますので,どこまで確認したか,きちんと議事に残していただきたいと思います。ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、どういう場合があり得るのかというのが、今、なかなかすべての場合を想定困難だというふうに思いますので、京都市のほうで判断に迷った場合とか限界事例になった場合は必ず委員会の意見を聞いていただくという形で、できるだけきちんとした具体的な基準に基づいて取り扱っていただくということでよろしいでしょうか。

じゃ、本日、この所在不明者に係る債権処理の取扱基準ということについては、

今確認した事項を含めて基準の取り扱い的にやっていただくということで,確認 したということでよるしいでしょうか。

そうしましたら,本日の議事に上げられていることは以上ですけれども,その ほかに委員の皆様のほうで何かございましたら。長谷川委員,どうぞ。

- 【長谷川】 この委員会は2年間というふうにお聞きしたんですけれども,これはこのスケジュールに基づいての部分という解釈ですか。
- 【 淀野 】 委員の就任の期間を 2 年間とさせてもらっているんですけれども , この委員会 につきましては , この奨学金の返還事務が続く限り開催していきたいというふう に思っております。
- 【長谷川】 委員の任期が2年ということですか。わかりました。
- 【安保】 ですので、委員会を開催していただくのは京都市のほうもいろいろ手数がかかるかと思いますけれども、最初の基準のルールづくりのところでは、できましたら確認する必要があるときには委員会の意見を聞いていただいたほうが、これから先ずっとこの委員会が続くことになりますので、最初にちゃんと確認していただいたほうがいいかというふうに思います。

そうしましたら , これでよろしいでしょうか。

そしたら事務局のほうにお返ししますが、よろしいでしょうか。

【淀野】 どうもありがとうございました。

本当に委員の皆様方,長時間にわたりましてご熱心にご議論いただきまして, ありがとうございました。いろいろいただきましたご意見,これを踏まえて,これをもとに公正,公平に事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、安保委員長のほうからもお話ありましたように、当初のルールづくりはもちろんのことですけれども、確かに上げさせていただく案件は、すべての場合を想定してということは困難でございまして、今後、冒頭長谷川委員がおっしゃられたように、迷った場合、こういうケースが非常に多く出てまいります。そういった場合について、この委員会の中でご意見をお伺いする中で、できる限り客観的なきちっと説明のつく基準、こういったものを一つ一つ積み上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと,本日の議事録についてなんですけれども,安保委員長のほうからもお 話ありましたように,ここでの議論がどこまで確認したかという,そういったこ とをきちっと記録する必要もございますし、また市民参加推進条例、こういった 規定にも基づきまして、この議事録を公表していきたいというふうに思っており ます。できる限り早く事務局のほうで議事録の案を作成し、委員長にご確認いた だいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページに掲載させていただきたい というふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【安保】 議事の公表についてはそれで結構かと思うんですが、よろしいでしょうか。

【淀野】 ありがとうございます。

それでは,次回以降の委員会の日程でございますけれども,今長谷川委員からございましたように,今後も引き続きこの委員会の開催をお願いしていきたいというふうに考えております。本日も現在の取組状況等についてご説明,ご報告させていただいたんですけれども,引き続き事務の進捗状況,これをまとめて年内を目途に報告させていただきたいというふうに思っております。それとあわせて,個別の案件が出てまいりましたら,また大変お手数なんですが,随時委員の皆様と日程調整をさせていただいて,事前審査,ご相談をさせていただきたいと思います。で,その節はよろしくお願いしたいと思います。

また、公表という、この会議そのものをオープンにということで冒頭申し上げたんですけれども、先ほどもお話ありましたように、個別の案件という形になりますと、やはり個人のプライバシーの保護の問題というのとの絡みも出てまいりますので、その案件に関しては、場合によっては非公開となる場合も出てこようかと、そういうこともあるかなというふうに思っております。想定しておりますのは、先ほど言いましたように大きな基本的な考え方とかルールづくり、それとかモデルケース的な部分、そういったものについてこの委員会の中でご確認していきたいと。できる限り個別案件というのは、今申し上げたようなモデルというか、そういう形の中でご紹介していきたいというふうに思っておりますけれども、かなり細部にかかわるような話になれば、その部分についてはちょっと非公開になる場合も出てこようかというふうに思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

【安保】 今後の進め方については,事務局から今説明していただいたやり方でよろしいですか。

本日は長時間にわたり,ありがとうございました。以上をもちまして第1回の 会議を終了いたします。

了